

## 丸亀市長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長（市長の代理による者を含む。）が市政の円滑な運営を図るため、本市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市長は、交際費の支出に当たっては、支出内容、支出対象者等について、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の金額となるよう努めるものとする。

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特に市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1)慶祝・会費等

ア 市政運営上必要であり、情報交換又は意見交換を目的とする懇談会、祝賀会等への出席に係る会費

イ 慶事、各種行事等へのお祝いに係る経費

ウ 市政発展に寄与した者や市政関係者等への祝意を表する経費

(2)弔慰 市政発展に寄与した者や市政関係者等の葬儀・法要等に際し、弔慰を表する（生花・花輪・香典・供物料）経費

(3)見舞 市政発展に寄与した者や市政関係者等への見舞いの意を表する経費

(4)激励 市民又は市民が所属する団体が、市を代表して全国大会以上の大会に参加する場合の激励に係る経費

(5)賛助・協賛 公共的・公益的な各種団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費

(6)渉外等 ア 地場産品をPRするため支出する経費

イ 市政運営上必要と思われる接遇に要する経費

(7)その他 上記のいずれにも属さない場合で、市政運営上、市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴う行事又は政党その他の政治団体若しくはその支部に対するものについては、支出しないものとする。

(交際費の額)

第4条 交際費として支出する額は、別表に定める額を基準とする。

(公表)

第5条 市長は、次の各号に定める事項について、公表しなければならない。

(1)支出日

(2)支出区分

(3)支出金額

(4)支出内容

(公表の時期及び方法)

第6条 交際費の支出に係る情報は、当月分を翌月の末日までに丸亀市ホームページにおいて公表するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 交際費の公表にあたっては、丸亀市個人情報保護条例（平成17年丸亀市条例第22号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行うものとする。

(見直し)

第8条 市長は、社会経済情勢の変化等を十分に踏まえ、交際費の支出内容、支出金額等が、常に市民感情に合致したものとなるよう、適宜この基準の見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

#### 附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

区 分		金 額	備 考
慶祝・会費等	会費	実費又は実費相当額	
	祝儀	10,000円以内の金品	
弔 慰	生花、花輪	それぞれ実費相当額	
	香典、供物料	10,000円以内	
見 舞	病気見舞、 事故見舞等	10,000円以内の金品	
激 励	激励金	20,000円以内の金品	公的機関が主催あるいは共催する大会であること
賛助・協賛	賛助・協賛金	50,000円以内	近隣自治体との均衡を図る必要がある場合は、調整した額
渉外等	土産等	相当額	
その他		相当額	